

北斗市立谷川小学校

学校いじめ防止基本方針（法第13条・条例第12条に基づく）について

令和5年3月に北海道いじめ防止基本方針が改訂となりました。
いじめの問題の現状・課題、社会情勢の変化等を踏まえ、いじめに一層の危機感をもって取り組むためほとんどの項目が修正、新規追加されています。

谷川小のいじめに関わる目標として

◎「学校に行く楽しみがあること。」

◎「先生は悩みや困ったことを聞いてくれること。」

達成状況 **100%**へ

学校評価項目7・8に該当

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、その児童と一定の人的関係にある他の児童が行う「**心理的**」または「**物理的**」な影響を与える行為（「**インターネット**」を通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった児童が「**心身の苦痛**」を感じているものをいう。

2 具体的ないじめの例

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

※ いじめを受けたことを認めたくない、保護者に心配をかけたくない等の理由が考えられるため、表面的・形式的ではなく、周りの状況等を踏まえて客観的に判断・対応します。

3 学校いじめ防止基本方針の土台

- ① 「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」という教職員の意識。
- ② 「いじめをしない、させない、ゆるさない」という学校集団づくり。
- ③ いじめの未然防止と共に、早期発見、迅速で適切な対応、早期解決を図る。
- ④ 保護者・地域、関係機関との連携を図る。

4 主な未然防止の取組

- ・ よい挨拶・よい返事・よい言葉遣いの定着
- ・ 廊下の歩き方の確認と習慣化
- ・ 1年生を迎える会
- ・ 縦割り班活動
- ・ 児童会活動による呼びかけ
- ・ いじめ根絶の取組
- ・ 生活リズムチェックシートの活用
- ・ 個人懇談
- ・ いじめに関わるアンケート実施
- ・ 事例研修会
- ・ 一人一人の児童理解
- ・ 携帯スマホ教室
- ・ 赤い羽根・緑の羽根募金
- ・ 6年生を送る会
- ・ P T A 活動等

☆HP にいじめ防止基本方針を掲載しています。詳細は、「いじめ防止プログラム」をご覧ください。

谷川小 HP (ホームページ) QR コード



●ご不明な点やいじめに関する事等、すぐにご相談ください。
管理職はもちろん担任、相談しやすい教職員、生徒指導特別委員（担当：本木有希）等に、いつでも相談してください。

北斗市立谷川小学校 73-2070